

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年3月1日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 令和3年3月1日(月)
午前9時30分から午前10時15分まで
- 2 開催場所 東海村役場401会議室
- 3 会議に付議した事件
議案第1号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第2号 令和3年3月における選挙人名簿への登録について
議案第3号 在外選挙人名簿の登録の抹消について
議案第4号 令和3年3月における選挙人名簿の調製について
議案第5号 直接請求の法定数の告示について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
委員長 大友 捷夫 委員長職務代理者 伊藤 究
委 員 水島 通保 委 員 久賀 洋子
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 小林 純一 書記長補佐 須藤 博
書 記 安部 彩華
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 7 本会議における議題及び議事の大要は次のとおりである。

開会 午前 9 時 3 0 分

○大友委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は 4 名であり、地方自治法第 1 8 9 条第 1 項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第 1 2 条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○大友委員長 本日の議案は、令和 3 年 3 月の定時登録に係るもの 5 件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第 1 号 公職選挙法第 2 8 条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記長補佐 議案第 1 号は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○大友委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第 1 号 公職選挙法第 2 8 条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第 1 号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第 2 号 令和 3 年 3 月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記長補佐 議案第 2 号は、公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により令

和３年３月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は令和３年３月１日、登録日は令和３年３月１日、登録資格要件としては、（１）住所移転者が、令和２年１２月１日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き３箇月以上住民基本台帳に記載されている者。（２）年齢満１８年以上の者が、平成１５年３月２日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○大友委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第２号 令和３年３月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第２号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○大友委員長 議案第２号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第３号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記長補佐 議案第３号は、公職選挙法第３０条の１１の規定により別紙の者（記載略）を在外選挙人名簿から抹消するものです。

○大友委員長 （別紙を回覧後）ただ今、「議案第３号 在外選挙人名簿の登録の抹消について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○大友委員長 議案第３号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第4号 令和3年3月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記長補佐 議案第4号は、公職選挙法第19条第2項の規定により令和3年3月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回令和2年12月の定時登録者数31,466名から52名増の31,518名となりました。52名増の根拠といたしましては、抹消者数が290名、新規登録者数が229名、新有権者数が113名となっています。

○大友委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第4号 令和3年3月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第4号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 続いて、「議案第5号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記長補佐 議案第5号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙(記載略)のとおり行うものです。

○大友委員長 ただ今、「議案第5号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○大友委員長 議案第5号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○大友委員長 議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○大友委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。
これをもって、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時15分